

○ 内閣府
農林水産省 令第九号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）を実施するため、活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 森山 裕

活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令

活動火山対策特別措置法施行規則（昭和四十八年 総理府 令第一号）の一部を次のように改正する。
農林省

題名を次のように改める。

防災営農施設整備計画等に関する命令

第一条から第三条までを削る。

第四条第一項各号列記以外の部分中「法第八条第一項の規定による」を「活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）第十九条第一項に規定する」に、「以下」を「別記様式第一号において」に改め、「の各号」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第八条第二項の規定による」を「第十九条第二項に規定する」に、「以下」を「別記様式第二号において」に改め、「の各号」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「第八条第三項の規定による」を「第十九条第三項に規定する」に、「以下」を「別記様式第三号において」に改め、「の各号」を削り、同条を第一条とする。

第五条第一項中「第八条第五項」を「第十九条第五項」に、「防災営農施設整備計画等」を「同条第四項に規定する防災営農施設整備計画等（次項において「防災営農施設整備計画等」という。）」に、「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第二項中「第八条第六項」を「第十九条第六項」に改め、同条を第二条とする。

第六条を削る。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「別記様式第2号（第5条関係）」や「別記様式第1号（第2条関係）」及び「第8条第1項」や「第19条第1項」並びに「、防災営農施設整備計画」や「、これ」並びに「、同様式別紙中「2 防災営農施設整備計画」や「2 防災営農施設整備事業」並びに「事業の種類」や「種類」並びに「施行位置」や「事業主体」並びに「事業主体」や「規模」並びに「事業の規模」や「施行位置」並びに「目標年度」や「完了目標年度」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「別記様式第3号（第5条関係）」や「別記様式第2号（第2条関係）」並びに「第8条第2項」や「第19条第2項」並びに「、防災林業経営施設整備計画」や「、これ」並びに「、同様式別紙中「2 防災林業経営施設整備計画」や「2 防災林業経営施設整備事業」並びに「事業の種類」や「種類」並びに「施行位置」や「事業主体」並びに「事業主体」や「規模」並びに「事業の規模」や「施行位置」並びに「目標年度」や「完了目標年度」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「別記様式第4号（第5条関係）」や「別記様式第3号（第2条関係）」並びに「第8条第3項」や「第19条第3項」並びに「、防災漁業経営施設整備計画」や「、これ」並びに「、同様式別紙中「2

防災漁業経営施設整備計画」を「２ 防災漁業経営施設整備事業」に、「事業の種類」を「種類」に、「施行位置」を「事業主体」に、「事業主体」を「規模」に、「事業の規模」を「施行位置」に、「目標年度」を「付」田簿冊」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

附 則

この命令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。